

通帳発行形態に関する特約

1. (特約の適用範囲)

この特約は、当行と預金契約を締結する個人（以下、「預金者」といいます）が当行に有する普通預金口座（総合口座を含みます。以下同じ）について、普通預金規定（または総合口座取引規定）に加えて適用されます。

2. (通帳の選択・変更)

- (1) 普通預金口座の利用にあたって、預金者は、Web Note（インターネット専用口座）、または通帳のいずれかの形態を選択するものとします。発行形態は預金者が当行所定の手続きにより変更することができるものとします。
- (2) 通帳からWeb Note（インターネット専用口座）へ発行形態の変更を行う場合、変更前の通帳は、変更を行った時点で使用できなくなります。
- (3) Web Note（インターネット専用口座）から通帳へ発行形態の変更を行う場合、預金者は当行所定の通帳発行手数料を支払うものとします。

3. (通帳発行時の手数料について)

- (1) 当行所定の日以降に新たに開設された普通預金口座について、通帳を選択する場合、当行所定の手数をいただきます。ただし、預金者が当行が定める年齢要件を満たす個人（未成年または75歳以上の個人）である場合または、開設された普通預金口座が当行の定める要件を満たす口座である場合には、手数料をいただきません。
- (2) 前項の手数は、口座開設時に通帳の発行を行う際に現金もしくは当行所定の方法により当該預金口座からその金額を引き落とすことでお支払いいただきます。
- (3) 前項の手数は、当行所定の日以降に繰越する際についても、当行所定の方法によりお支払いいただきます。ただし、システム開発等の準備が整うまでは、繰越時の通帳発行手数料については免除といたします。繰越時の通帳発行手数料をいただく際は、お支払い方法などについて、当行のホームページに掲載する方法その他適宜の方法により周知することとします。

4. (特約の変更等)

当行は、この特約を、預金者の利益に適合する場合、ならびに、法令の変更、システムの更改、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の理由があると認められる場合に変更することができます。この場合、事前に、本特約を変更する旨、変更後の特約の内容および効力発生日を当行のホームページに掲載する方法その他の適宜の方法により周知することとし、効力発生日以降は、変更後の特約にしたがい取扱うものとします。ただし、預金者の利益に適合する場合の本特約の変更にかかる周知については、変更の効力発生日と同時または事後に行う場合もあります。

以上

(2022年1月4日現在)